

大分県立芸術文化短期大学学則（案）

平成 18年 4月 1日
規 程 第 1 号
最終改訂平成 25年 4月 1日

目 次

| | |
|--------|------------------------|
| 第 1 章 | 総則 |
| 第 2 章 | 組織 |
| 第 3 章 | 職員 |
| 第 4 章 | 教授会 |
| 第 5 章 | 学年、学期及び休業日 |
| 第 6 章 | 修業年限及び在学期間 |
| 第 7 章 | 教育課程及び履修方法 |
| 第 8 章 | 教育職員免許状授与の資格取得 |
| 第 9 章 | 入学 |
| 第 10 章 | 休学、退学等 |
| 第 11 章 | 卒業及び学位の授与 |
| 第 12 章 | 科目等履修生、聴講生、委託生及び外国人留学生 |
| 第 13 章 | 入学料及び授業料等 |
| 第 14 章 | 賞罰 |
| 第 15 章 | 社会貢献 |
| 第 16 章 | 雑則 |

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 大分県立芸術文化短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定め、公表するものとする。

（自己評価等）

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

（情報提供）

第 3 条 本学の教育研究活動等の状況について、各種刊行物を通して積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 組 織

（学科及び学生定員）

第 4 条 本学に、美術科、音楽科、国際総合学科、情報コミュニケーション学科を置く。4 学科の学生定員は、次のとおりとする。

| 学 科 | 学生定員 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------------|--------|------|------|
| 美 術 科 | 美術専攻 | 25人 | 50人 |
| | デザイン専攻 | 50人 | 100人 |
| 音 楽 科 | | 65人 | 130人 |
| 国際総合学科 | | 100人 | 200人 |
| 情報コミュニケーション学科 | | 100人 | 200人 |

(専攻科)

第5条 本学に、2年制の専攻科を置く。

2 専攻科の専攻及び学生定員は次のとおりとする。

| 専攻 | 学生定員 | 入学定員 | 収容定員 |
|------|------|------|------|
| 造形専攻 | | 24人 | 48人 |
| 音楽専攻 | | 20人 | 40人 |

3 専攻科に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(学生支援施設)

第7条 本学に、学生の教育環境を保持するため、次の施設を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 人権相談室
- (3) 学生会館
- (4) 情報メディア教育センター

2 前項の施設に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第8条 全学的な専門事項を協議するため専門委員会を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 職 員

(職員組織)

第9条 本学に、次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授
- (3) 准教授
- (4) 講師
- (5) 助教
- (6) 助手
- (7) 事務職員
- (8) その他の職員

第4章 教 授 会

(組織)

第10条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が招集し、議長となる。
- 4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第11条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程並びに授業及び試験に関すること。
- (2) 学生の入学、休学、退学、除籍及び卒業等に関すること。
- (3) 学生の指導及び賞罰に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) 教育研究上の重要事項
- (6) その他学長の諮問事項

第5章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて、次の2期とする。ただし、学長が必要と認めるときは、期間を変更することができる。
前期 4月1日から9月15日まで
後期 9月16日から翌年3月31日まで
 - 3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

- 第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は別に定めることができる。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 春期休業日
 - (4) 夏期休業日
 - (5) 冬期休業日
- 2 前項本文の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

- 第14条 学科の修業年限は、2年とする。
- 2 学科の在学期間は、4年を超えることができない。
 - 3 第21条の規定により長期履修を認められた学生の在学期間は、8年を超えることができない。

第7章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

- 第15条 各学科は、学科及び専攻又はコース等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、教養教育に関する授業科目及び必要に応じ他の学科が開設する授業科目を含めて体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学科等の専攻に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
 - 3 教育課程の編成に当たっては、就職支援に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

- 第15条の2 教育課程は、一般教養科目、外国語科目からなる共通教育科目並びに専門教育科目により編成する。
- 2 共通教育及び専門教育の授業科目は、必修科目、選択科目に区分し、これを各年次、各学期に適切に配当するものとする。
 - 3 共通教育及び専門教育の授業科目並びに単位数は、別表のとおりとする。

(単位の修得)

- 第16条 学生は、次の表に掲げる授業科目及び単位数を修得しなければならない。

| 授業科目 | | 共通教育科目 | | 専門教育科目 | 合計 |
|---------------|--------|--------|-------|--------|------|
| 学科 | | 一般教養科目 | 外国語科目 | | |
| 美術科 | 美術専攻 | 13以上 | 2以上 | 48以上 | 63以上 |
| | デザイン専攻 | | | | |
| 音楽科 | | | | | |
| 国際総合学科 | | | | | |
| 情報コミュニケーション学科 | | | | 51以上 | |

(単位)

第17条 講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲内で学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第18条 単位修得の認定は、試験による。

2 前項の試験及び認定の方法は、学長が別に定める。

(学習の評価)

第19条 学習の成績は、100点満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

2 前項に定める成績は、次のとおりとする。

S 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

F 60点未満

(学科・専攻相互の履修)

第20条 学生が他の学科の授業科目を履修しようとするときは、別に定めるところにより履修するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条 学長は、入学予定者(入学手続を行った者で入学する前のものをいう。)又は入学後1年を経過するまでの学生が、職業を有している等の事情により、第14条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業すること(以下「長期履修」という。)を希望する旨を申し出たときは、これを認めることができる。

2 長期履修の期間は、4年以内(入学後1年を経過する学生にあつては3年以内)とする。

3 第1項の規定により認められた長期履修の期間は、学生の申出により、これを短縮することができる。

4 この条に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(他の大学等における修得単位の認定)

第22条 学長は、別に定めるところにより、学生が他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

(認定単位数)

第24条 前2条の規定により認定することのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

第8章 教育職員免許状授与の資格取得

(資格の取得等)

第25条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第16条に規定するもののほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学 科 | 教育職員免許状の種類 |
|-------|----------------|
| 美 術 科 | 中学校教諭二種免許状(美術) |
| 音 楽 科 | 中学校教諭二種免許状(音楽) |

第9章 入 学

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第27条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第28条 入学志願者は、入学願書に入学考査料及び別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第29条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期間内に、所定の書類を学長に提出し、第44条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

第10章 休学、退学等

(再入学)

第31条 病気その他やむを得ない理由により、退学し、又は除籍された者が所定の再入学願書に入学考査料を添えて再入学を願い出たときは、学長は、選考のうえ入学を許可することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 前項の規定により再入学を許可された者の在学期間は、再入学を許可された日から4年を超えることができない。

3 前2項に定めるもののほか再入学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(転入学)

第32条 転入学については、入学の手續に準ずる。

(転学)

第33条 学生が他の大学への転学を志願しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学科等)

第34条 学生が、転学科又は転専攻・転コース（以下「転学科等」という。）を願い出たときは、学長は、選考のうえ、許可することができる。

2 前項の規定により転学科等を許可された者の在学期間は、転学科等を許可された日から4年（長期履修を認められている場合は8年）を超えることができない。ただし、転学科等以前の在学期間は算入しない。

3 前2項に定めるもののほか転学科等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(休学及び復学)

第35条 学生が、病気その他やむを得ない理由のため、3月以上修学できない場合は、学長の許可を受けて1年以内の期間で休学することができる。ただし、特別な事情があるときは、その期間を延長することができる。

2 病気による休学の場合は、休学願に医師の診断書を添えて学長に提出しなければならない。

3 休学の期間内でもその理由がなくなったときは、学長の許可を受けて復学することができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、その期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て除籍するものとする。

(1) 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないとき。

(2) 授業料を滞納し、督促を受けても納付しないとき。

(3) 定められた在学期間を経過したとき。

(4) 死亡したとき、又は行方不明のとき。

2 前項の規定に定めるもののほか除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第38条 第14条第1項に規定する期間（長期履修が認められた者にあつては、その期間）以上在学し、所定の科目を履修し、その単位を修得した者は、卒業者とし、卒業証書を授与する。

2 授業料未納の学生については、卒業の要件を満たした場合においても授業料の納付が確認されるまで、卒業の認定を行わない。

(学位の授与)

第39条 本学を卒業した者に、学長が別に定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第12章 科目等履修生、聴講生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生及び聴講生)

第40条 学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修又は聴講することを志願するものがあるときは、学長は、当該授業科目の授業に妨げのない限り、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(委託生)

第41条 公共機関その他から委託生として入学の申出があったときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で本学に入学を希望する者に対しては、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第15条に定めるもののほか、日本語科目及び日本事情科目を置くことができる。

3 外国人留学生が前項に規定する日本事情科目の単位を修得した場合は、その単位を第16条に規定する一般教養科目の単位に、日本語科目の単位を修得した場合は、その単位を同条に規定する外国語科目の単位に代えることができる。

4 外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(準用)

第43条 科目等履修生、聴講生、委託生及び外国人留学生については、学長が別に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

第13章 入学料及び授業料等

(入学料及び授業料等)

第44条 入学考査料、入学料、授業料及び証明料の額並びにその納入方法に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生の学業及び性行が優良であると認められる場合又は他の模範となる行為があった場合は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学生が、本学の規則に違反し、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった場合は、学長はこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第15章 社会貢献

(公開講座及び地域連携事業)

第47条 本学は、地域社会のニーズに応え、開かれた大学として県民に広く学習の機会を提供するとともに、教育研究の成果を積極的に地域社会に還元し、地域社会の発展に貢献するため、公開講座及び地域社会との連携を深める事業を行う。

2 公開講座及び地域社会との連携を深める事業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第16章 雑 則

(委任)

第48条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日に在学する者並びに平成18年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、第15条の規定にかかわらず、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第15条及び第16条の規定は、平成19年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成19年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第15条、第16条及び第19条の規定は、平成20年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成20年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第4条、第15条、第16条及び第34条の規定は、平成21年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成21年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第5条及び第15条の規定は、平成22年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成22年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第15条の2の規定は、平成22年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成23年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第15条の2の規定は、平成24年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成24年度中に第2学年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の大分県立芸術文化短期大学学則の第4条、第15条の2及び第16条の規定は、平成25年4月1日以後第1学年に入学する者について適用し、同年3月31日に在学する者並びに平成24年度中に第2学

年に転入学する者及び再入学する者については、なお従前の例による。

◎共通教育科目（一般教養科目）

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|-----------------|------|------|
| 環境と社会 | | 2 |
| 音の科 | | 2 |
| 哲学 | | 2 |
| ヨーロッパの歴史 | | 2 |
| 国際関係入門 | | 2 |
| 文化人類学 | | 2 |
| 心理 | | 2 |
| 倫理 | | 2 |
| 文経 | | 2 |
| 経済 | | 2 |
| 法（日本国憲法） | | 2 |
| ビジネスと法 | | 2 |
| 音楽の歴史 | | 2 |
| 音楽の魅 | | 2 |
| 造形入 | | 1 |
| 芸術文化I-美の世界 | | 2 |
| 芸術文化II-鑑賞とマネジメン | | 2 |
| アートセラのピ | | 2 |
| アットシヨンの美 | | 2 |
| 世界 | | 2 |
| 地域社会の特講I | | 2 |
| 地域社会の特講II | | 2 |
| 情報機器基礎演習 | | 2 |
| 健康と人生 | | 2 |
| 時事ニュースラ | | 2 |
| メディアリテラ | | 2 |
| 情報モ | | 2 |
| 創作表 | | 2 |
| 健康・スポーツA | | 1 |
| 健康・スポーツB | | 1 |
| 自立を考える | | 2 |
| キャリアプランニングI | | 2 |
| キャリアプランニングII | | 1 |
| キャリアプランニングIII | | 1 |
| キャリアプランニングIV | | 1 |
| 計 | | 69 |

◎共通教育科目（外国語科目）

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|-------------|------|------|
| 英語 I A | | 1 |
| 英語 I B | | 1 |
| 英語 II A | | 1 |
| 英語 II B | | 1 |
| ドイツ語 I A | | 1 |
| ドイツ語 I B | | 1 |
| ドイツ語 II A | | 1 |
| ドイツ語 II B | | 1 |
| フランス語 I A | | 1 |
| フランス語 I B | | 1 |
| フランス語 II A | | 1 |
| フランス語 II B | | 1 |
| 中国語 I A | | 1 |
| 中国語 I B | | 1 |
| 中国語 II A | | 1 |
| 中国語 II B | | 1 |
| ポルトガル語 I A | | 1 |
| ポルトガル語 I B | | 1 |
| ポルトガル語 II A | | 1 |
| ポルトガル語 II B | | 1 |
| イタリア語 I A | | 1 |
| イタリア語 I B | | 1 |
| イタリア語 II A | | 1 |
| イタリア語 II B | | 1 |
| 韓国語 I A | | 1 |
| 韓国語 I B | | 1 |
| 韓国語 II A | | 1 |
| 韓国語 II B | | 1 |
| 計 | | 28 |

◎日本語・日本事情科目（外国人留学生に開設する科目）

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|----------|------|------|
| 日本語 I A | | 1 |
| 日本語 I B | | 1 |
| 日本語 II A | | 1 |
| 日本語 II B | | 1 |
| 日本事情 | | 2 |
| 計 | | 6 |

◎教職に関する専門科目

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|--------------------|------|------|
| 道徳教育論 | | 1 |
| 教職概論 | | 2 |
| 教育心理学 | | 2 |
| 生徒指導論（進路指導を含む） | | 2 |
| 教育の基礎理論 | | 1 |
| 教育課程及び指導法（特別活動を含む） | | 1 |
| 教育行政学 | | 1 |
| 教育相談論 | | 2 |
| 教育実習研究 | | 1 |
| 教育実習 | | 4 |
| 教職実践演習（中学校） | | 2 |
| 計 | | 19 |

◎美術科専門教育科目（美術専攻）

| 科 目 | | | | 必修単位 | 選択単位 |
|-----|---|---|---|------|------|
| 絵 | 画 | 基 | 礎 | 6 | |
| 彫 | 刻 | 基 | 礎 | 4 | |
| デ | ザ | イ | ン | 2 | |
| 工 | 芸 | 演 | | 2 | |
| 美 | | 演 | | 2 | |
| 西 | 洋 | 美 | 術 | 2 | |
| 日 | 本 | 美 | 術 | 2 | |
| 美 | 術 | の | 職 | 2 | |
| 卒 | 業 | 美 | 術 | 2 | |
| 美 | 代 | 人 | と | 6 | |
| 現 | 代 | 術 | 制 | | 2 |
| 現 | 代 | 美 | 術 | 2 | 2 |
| 色 | 代 | 美 | 術 | 2 | 2 |
| 近 | 代 | 彩 | 計 | 2 | 2 |
| 美 | | デ | ザ | 2 | 8 |
| 版 | | ザ | イ | 2 | 8 |
| 画 | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| コ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| ン | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| ピ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| ユ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| ー | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| タ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| ー | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| リ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| テ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| ラ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| シ | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| 一 | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| 法 | 画 | 演 | | 2 | 2 |
| 計 | | | | 28 | 34 |

◎美術科専門教育科目（デザイン専攻）

| 科 目 | | | | 必修単位 | 選択単位 |
|-----|---|---|---|------|------|
| デ | ザ | イ | ン | 8 | |
| 絵 | 画 | 演 | 基 | 2 | |
| 彫 | 刻 | 演 | | 2 | |
| 美 | | 演 | | 2 | |
| 西 | 洋 | 美 | 術 | 2 | |
| 日 | 本 | 美 | 術 | 2 | |
| キ | ヤ | リ | ア | 2 | |
| 卒 | 業 | 彩 | 計 | 4 | |
| 色 | デ | ザ | イ | 2 | 2 |
| 近 | 代 | デ | ザ | 2 | 2 |
| デ | ザ | イ | ン | 2 | 2 |
| 現 | 代 | 美 | 術 | 2 | 2 |
| 現 | 代 | 美 | 術 | 2 | 2 |
| デ | ザ | イ | ン | 4 | 4 |
| デ | ザ | イ | ン | 4 | 4 |
| 工 | 映 | 芸 | 演 | 2 | 2 |
| 映 | 像 | 演 | | 2 | 2 |
| WEB | デ | ザ | イ | 2 | 2 |
| WEB | デ | ザ | イ | 2 | 2 |
| コ | ン | ピ | ユ | 2 | 2 |
| ン | ピ | ユ | ー | 2 | 2 |
| 写 | 真 | リ | ア | 2 | 2 |
| イ | リ | ア | ン | 2 | 2 |
| デ | ザ | イ | ン | 2 | 2 |
| デ | ザ | イ | ン | 2 | 2 |
| 工 | 芸 | 特 | 講 | 2 | 2 |
| 工 | 芸 | 特 | 講 | 2 | 2 |
| 美 | 術 | 科 | 教 | 2 | 2 |
| 計 | | | | 24 | 44 |

◎国際総合学科専門教育科目

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|-----------------|------|------|
| 国際総合入門 | 2 | |
| 国際ボランティア | 2 | |
| 観光総論 | 2 | |
| ビジネス実務総論 | 2 | |
| キャリアデザイン演習Ⅰ | 1 | |
| キャリアデザイン演習Ⅱ | 1 | |
| 情報処理基礎演習 | | 1 |
| 現代総合人間論 | 2 | |
| 余暇文化論 | 2 | |
| 比較文化史 | 2 | |
| 文化交際 | 2 | |
| 日本の文化と社会 | 2 | |
| アジアの文化と社会 | 2 | |
| ヨーロッパの文化と社会 | 2 | |
| 英語圏の文化と社会 | 2 | |
| 日本の文化論 | 2 | |
| 日本の伝統文化論 | 2 | |
| 現代日本論 | 2 | |
| 英語コミュニケーション(初級) | 2 | |
| 英語コミュニケーション(中級) | 2 | |
| 検定英語演習 | 2 | |
| 英文法演習 | 2 | |
| 時事英語 | 2 | |
| 英語プレゼンテーション | 2 | |
| ビジネス英語(初級) | 2 | |
| ビジネス英語(中級) | 2 | |
| イングリッシュ・ライティング | 2 | |
| 検定フランス語演習 | 2 | |
| フランス語コミュニケーション | 2 | |
| 検定中国語演習 | 2 | |
| 中国語コミュニケーション | 2 | |
| 検定韓国語演習 | 2 | |

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|------------------|------|------|
| 韓国語コミュニケーション | | 2 |
| 多文化理解論 | | 2 |
| 近現代世界の歴史論 | | 2 |
| 国際関係論 | | 2 |
| 国際経済論 | | 2 |
| 国際法入門 | | 2 |
| 国際理解教育論 | | 2 |
| 国際秘書概論 | | 2 |
| 海外英語実習(イギリス) | | 2 |
| 海外英語実習(ニュージーランド) | | 2 |
| 海外英語実習(アメリカ) | | 2 |
| 海外フランス語実習 | | 2 |
| 海外中国語実習 | | 2 |
| 海外韓国語実習Ⅰ | | 2 |
| 海外韓国語実習Ⅱ | | 2 |
| 海外ボランティア実習 | | 1 |
| 大分の観光と文化 | | 2 |
| 文献から見た大分の歴史と人物 | | 2 |
| 観光文化論 | | 2 |
| 観光資源論 | | 2 |
| 観光実務論 | | 2 |
| 観光ビジネス論 | | 2 |
| 観光経済学 | | 2 |
| 観光英語語学 | | 2 |
| 観光フィードバック | | 2 |
| エコツアーリズム論 | | 2 |
| エホスピタリティ論 | | 2 |
| ユニバーサルデザイン | | 2 |
| ニ世界遺産論 | | 2 |
| 観光地産論 | | 2 |
| 観光地理論 | | 2 |
| 国際観光ビジネス | | 2 |
| 観光ビジネス | | 2 |

| 科目 | 必修単位 | 選択単位 |
|---------------|------|------|
| ホテルビジネス実務 | | 2 |
| ブランドスタッフ実務 | | 2 |
| 簿記Ⅰ | | 2 |
| 簿記Ⅱ | | 2 |
| 簿記学生総論 | | 2 |
| 経営代学生活論 | | 2 |
| 現代代生社会論 | | 2 |
| 現代代生企業論 | | 2 |
| 現代代生労働倫理 | | 2 |
| 現代代生労働心 | | 2 |
| 情報処理応用演習 | | 1 |
| デジタル文書作成演習 | | 1 |
| 検定日本語現Ⅰ | | 2 |
| 検定日本語現Ⅱ | | 2 |
| 日本語プレゼンテーション | | 2 |
| 秘書概論Ⅰ | | 1 |
| 秘書実務Ⅰ | | 1 |
| 秘書実務Ⅱ | | 1 |
| 秘書実務Ⅲ | | 1 |
| 医療事法 | | 1 |
| ビジネス実務演習 | | 2 |
| ビジネスコンピューティング | | 1 |
| DTP演習 | | 1 |
| Web演習 | | 1 |
| インターネット | | 1 |
| 基礎ゼミナール | 2 | |
| 教養ゼミナール | 2 | |
| 卒業業務研究 | 4 | |
| 計 | 18 | 160 |

